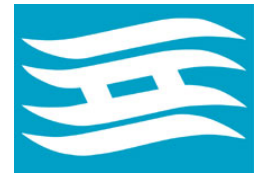


# 兵庫県公報

令和4年3月31日 木曜日 第22号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○都市計画に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（建築指導課）	1
○空家等活用特区審議会規則（住宅政策課）	2
○空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例施行規則（同）	3
○財務規則の一部を改正する規則（会計課）	10
○収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（同）	13

## 公布された法令のあらまし

### ◎都市計画に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第30号）

都市計画法施行条例（以下「条例」という。）の一部改正により、土砂災害警戒区域等のうち、規則で定める災害による被害の軽減を図るための対策が実施されていると認められる土地の区域（以下「災害対策実施区域」という。）については、市街化調整区域において開発行為等を行うことができる土地の区域として条例で定める区域に含まない土地の区域から除くこととするに伴い、当該災害対策実施区域に関して必要な事項を定める等、所要の整備を行うこととした。

### ◎空家等活用特区審議会規則規則（規則第31号）

空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する重要事項を調査審議するために設置する空家等活用特区審議会の組織及び運営に関して必要な事項を定めることとした。

### ◎空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例施行規則（規則第32号）

空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例（以下「条例」という。）の制定に伴い、空家等活用促進特別区域の指定の手続その他条例の施行に関し必要な事項を定めることとした。

### ◎財務規則の一部を改正する規則（規則第33号）

- 1 地方自治法施行令の一部改正に伴い、歳入の収納の事務を委託することができる者の基準、当該事務を委託する場合の手続等を定めることとした。
- 2 地方自治法の一部改正に伴い、会計管理者又は出納員が繰替払をすることができる経費に、同法に規定する指定納付受託者が同法の規定により委託を受けて行う納付事務に係る手数料を追加する等支払事務の効率化を図ることとした。

### ◎収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第34号）

使用料及び手数料徴収条例の一部改正により、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に関する手数料として管理計画認定申請手数料等が新設されること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

## 規 則

都市計画に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 兵庫県規則第30号

#### 都市計画に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則

都市計画に関する手続等を定める規則（昭和45年兵庫県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第6条の2に次の1項を加える。

- 4 条例第4条第4号に規定する規則で定める災害による被害の軽減を図るための安全上又は避難上の対策が実施されていると認められる土地の区域は、次に掲げる土地の区域とする。

(1) 政令第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域のうち、これらの区域（同条第6号に掲げる区域に

あつては、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域）の指定の解除が見込まれる土地の区域

- (2) 政令第29条の9第4号に掲げる区域（土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域をいう。以下同じ。）を除く。）のうち、土砂災害を防止し、又は軽減するための施設の整備等の防災対策が実施されていると認められる土地の区域
- (3) 政令第29条の9第6号に掲げる区域のうち、洪水、雨水出水（水防法第2条第1項に規定する雨水出水をいう。）又は高潮が発生した場合において、住民その他の者が避難場所に避難することができると思われる土地の区域
- (4) 政令第29条の9第4号又は同条第6号に掲げる区域（同条第4号に掲げる区域にあつては、土砂災害特別警戒区域を除く。）のうち、法第41条第1項の規定に基づき安全上の対策の実施に係る制限を定め、又は法第79条の規定に基づき安全上の対策の実施若しくは避難上の対策の実施に係る条件を付する土地の区域
- (5) 前各号に掲げる土地の区域のほか、安全上又は避難上の対策の実施によりこれらの土地の区域と同等以上の安全性が確保されていると認められる土地の区域

第6条の10を第6条の11とし、第6条の4から第6条の9までを1条ずつ繰り下げ、第6条の3の次に次の1条を加える。

（市街化を促進しない開発行為の要件に係る細目）

第6条の4 条例第7条第1号に規定する規則で定める災害による被害の軽減を図るための安全上の対策が実施されていると認められる土地の区域は、政令第29条の9第1号から第5号までに掲げる区域（同条第4号に掲げる区域にあつては、土砂災害特別警戒区域に限る。）のうちこれらの区域の指定の解除が見込まれる土地の区域又は安全上の対策の実施により当該区域と同等以上の安全性が確保されていると認められる土地の区域とする。

別表中「第6条の6」を「第6条の7」に改める。

様式第4号中「第6条の10」を「第6条の11」に改める。

様式第4号の2中「第6条の8」を「第6条の9」に改める。

様式第4号の3中「第6条の9」を「第6条の10」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。



空家等活用特区審議会規則をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第31号

空家等活用特区審議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例（令和4年兵庫県条例第22号）第26条第4項の規定に基づき、同条例に定めるもののほか、空家等活用特区審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会は、委員5人以内で組織する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第4条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。  
(幹事)

第6条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、所掌事務について委員を助ける。  
(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。  
(招集の特例)
- 2 この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会は、第5条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。



空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例施行規則をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第32号

空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例（令和4年兵庫県条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(空家)

第2条 条例第2条第1号に規定する建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるものに準ずるものとして規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされている期間が年間を通じて1月に満たないもの
- (2) 居住の用に供される建築物又はこれに附属する工作物であったもので、現に物置の用に供しているもの
- (3) 前2号に掲げるものに準ずるものとして知事が認める建築物又はこれに附属する工作物

(空家等活用促進特別区域の指定の申出)

第3条 条例第9条第2項の申出書の様式は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項に規定する申出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
  - (1) 空家等活用促進特別区域の位置図（縮尺25,000分の1以上のもの）
  - (2) 空家等活用促進特別区域の区域図（縮尺2,500分の1以上のもの）
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書
- 3 条例第9条第4項第3号ウに規定する規則で定める建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定は、同法第3章及び第6章（同法第3章の規定に関する部分に限る。）の規定とする。
- 4 条例第9条第4項第4号に規定する規則で定める都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定は、同法第3章第1節の規定とする。

(空家等活用促進特別区域の指定の案の公告)

第4条 条例第10条第2項（条例第11条において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 空家等活用促進特別区域の名称
  - (2) 空家等活用促進特別区域に指定する土地の区域
  - (3) 空家等活用促進特別区域の指定の案の縦覧場所
- 2 空家等活用促進特別区域の指定の案は、次に掲げる図書により表示するものとする。
- (1) 前項第1号及び第2号に掲げる事項を記載した図書
  - (2) 空家等活用促進特別区域の位置図（縮尺25,000分の1以上のもの）

- (3) 空家等活用促進特別区域の区域図（縮尺2,500分の1以上のもの）
- (4) 条例第9条第2項第3号に掲げる事項を記載した図書
- 3 知事は、条例第10条第6項（条例第11条において準用する場合を含む。）の規定による告示をしたときは、直ちに、前項各号に掲げる図書を公衆の縦覧に供するとともに、縦覧場所を公告するものとする。
- 4 第1項及び前項に規定する公告は、兵庫県公報に登載して行うものとする。  
（空家等活用促進特別区域の指定の軽微な変更）
- 第5条 条例第11条に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
- (1) 条例第9条第2項第2号及び第4号に掲げる事項の変更
- (2) 条例第9条第2項第3号に掲げる事項のうち、同条第3項第2号から第4号までに掲げる事項の変更
- 2 市町長は、前項各号に掲げる事項の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- （空家に関する情報に係る届出）
- 第6条 条例第12条第2項の規定による届出は、空家情報届出書（様式第2号）により行わなければならない。
- 2 条例第12条第2項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 空家の所有者の連絡先
- (2) 空家の所有者とは別に管理者がある場合は、その氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 3 条例第12条第3項の規定による届出は、空家情報変更届出書（様式第3号）により行わなければならない。
- 4 条例第12条第4項の規定による届出は、空家でなくなった旨の届出書（様式第4号）により行わなければならない。
- （建築基準条例の特例）
- 第7条 条例第19条に規定する規則で定める基準は、次のいずれにも該当することとする。
- (1) 条例第12条第2項の規定による届出がなされた空家（以下「届出空家」という。）又はその敷地に所在する建築物であること。
- (2) 建築基準条例（昭和46年兵庫県条例第32号）第4条各号に掲げる用途に供する建築物の部分の床面積の合計が1,000平方メートル以下であること。  
（市街化を促進しない開発行為等）
- 第8条 条例第20条第1項第1号に規定する規則で定める建築物の建築は、市街化区域と市街化調整区域との区分に関する都市計画の決定により市街化調整区域として区分され、若しくは当該都市計画を変更してその区域が拡張された日（以下「区域区分日」という。）前に建築された届出空家又はこれに準ずるものとして知事が認める届出空家（以下「区域区分日前建築届出空家」という。）が除却された土地であって、当該除却前に区域区分日前建築届出空家が存する土地である旨の知事の確認を受けた土地の区域内における建築物の建築とする。
- 2 条例第20条第1項第2号及び同条第2項第2号に規定する規則で定める場合は、建築物の所有者が死亡したことにより当該建築物が空家となった場合とする。
- 3 条例第20条第1項第2号及び同条第2項第2号に規定する規則で定める期間は、建築物が建築されてから空家となったときまでの期間とする。
- 4 条例第20条第1項第2号に規定する規則で定める建築物の建築は、届出空家の従前の用途を変更するものであって、次の各号のいずれかに該当する建築物の建築とする。
- (1) 変更後の建築物の用途が戸建て住宅である場合にあっては、当該建築物の延べ面積（自動車車庫及び物置の用に供される部分の面積は除く。）が280平方メートル以下のもの又は従前の建築物の延べ面積を超えないもの。
- (2) 変更後の建築物の用途が戸建て住宅以外の建築物である場合にあっては、当該建築物の延べ面積が従前の建築物の延べ面積の1.5倍を超えないもの。
- 5 条例第20条第2項第1号に規定する規則で定める建築物の新築等は、区域区分日前建築届出空家が除却された土地であって、当該除却前に区域区分日前建築届出空家が存する土地である旨の知事の確認を受けた土地の区域内における建築物の新築等とする。
- 6 条例第20条第2項第2号に規定する規則で定める建築物の新築等は、届出空家の従前の用途を変更するものであって、第4項各号のいずれかに該当する建築物の新築等とする。  
（区域区分日前建築届出空家が存する土地の確認）

第9条 前条第1項又は第5項に規定する知事の確認を受けようとする者は、区域区分日前建築届出空家等確認申請書（様式第5号）に、当該申請に係る次に掲げる図書を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 位置図（縮尺25,000分の1以上のもの）
- (2) 付近見取図（縮尺3,000分の1以上のもの）
- (3) 土地の公図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面をいう。）の写し
- (4) 土地の登記事項証明書
- (5) 敷地求積図
- (6) 敷地現況図
- (7) 建築物の平面図
- (8) 区域区分日前建築届出空家であることを示す図書
- (9) 建築物の従前の用途を示す図書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

2 知事は、前条第1項又は第5項の規定による確認をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。  
（提出書類の部数）

第10条 この規則の規定により知事に提出する書類の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。ただし、第9条第1項の規定により知事に提出する書類の提出部数は、正本1部及び副本2部とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。  
（知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部改正）
- 2 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則（平成12年兵庫県規則第10号）の一部を次のように改正する。

本則の表60の2の項の次に次のように加える。

区分	事務
60の3 条例本則の表83の4の部(1)の項サに規定する規則で定める事務	空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例施行規則（令和4年兵庫県規則第32号。60の4の項において「施行規則」という。）第2条第3号又は第6条第2項第3号の規定による認定に関する事務
60の4 条例本則の表83の4の部(2)の項に規定する規則で定める事務	施行規則第9条第1項の規定により知事に提出される書類の受理に関する事務

様式第1号（第3条関係）

空家等活用促進特別区域指定申出書

兵庫県知事 様

年 月 日

市町長

空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり空家等活用促進特別区域の指定を申し出ます。

- 1 空家等活用促進特別区域として指定を受けようとする区域の名称、位置及び区域
  - (1) 名 称
  - (2) 位 置
  - (3) 区 域
- 2 空家等活用促進特別区域として指定を受けようとする区域における空家に係る現況及び課題
- 3 空家等活用促進特別区域として指定を受けようとする区域における空家等の活用を促進するための方針
- 4 継続的に空家等の活用を促進するための体制

添付図書

- 1 空家等活用促進特別区域の位置図（縮尺 25,000 分の 1 以上のもの）
- 2 空家等活用促進特別区域の区域図（縮尺 2,500 分の 1 以上のもの）
- 3 その他必要な書類及び図面

様式第2号（第6条関係）

※受付年月日	
※受付番号	

空家情報届出書

兵庫県知事 様

年 月 日

届出者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話（ ） -

電子メール

空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例第12条第2項の規定により、次のとおり空家情報を届け出ます。

空家の所有者・管理者の氏名又は名称及び住所又は所在地	所有者	氏名又は名称	
		連絡先	
		住所又は所在地	
	管理者	氏名又は名称	
		連絡先	
		住所又は所在地	
空家概要	所在地		
	構造		
	規模		
	建築時期		
空家の利用及び管理の状況	利用の状況		
	管理の状況		
空家の活用又は管理の計画	活用の計画		
	管理の計画		
空家等が存する市町が上記情報を連携協定等を締結する団体 ( ) に提供することの同意の有無		<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	
その他の記載事項			

注 ※印のある欄は記入しないこと。

様式第3号（第6条関係）

※受付年月日	
※受付番号	

空家情報変更届出書

兵庫県知事 様

年 月 日

届出者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話（ ） -

電子メール

空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例第12条第3項の規定により、次のとおり空家情報の変更を届け出ます。

		変更前	変更後
空家の所有者・管理者の氏名又は名称及び住所又は所在地	所有者	氏名又は名称	
		連絡先	
		住所又は所在地	
	管理者	氏名又は名称	
		連絡先	
		住所又は所在地	
空家概要	所在地		
	構造		
	規模		
	建築時期		
空家の利用及び管理の状況	利用の状況		
	管理の状況		
空家の活用又は管理の計画	活用の計画		
	管理の計画		
空家が存する市町が上記情報を連携協定等を締結する団体（ ）に提供することの同意の有無		<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない
その他の記載事項			

注 1 変更があつた項目のみ、変更前と変更後の欄に記載すること。ただし、空家概要については、必ず記載すること。

2 ※印のある欄は記入しないこと。



様式第4号（第6条関係）

※受付年月日	
※受付番号	

空家でなくなった旨の届出書

兵庫県知事 様

年 月 日

届出者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話（ ） -

電子メール

空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例第12条第4項の規定により、次のとおり空家でなくなった旨を届け出ます。

空家の所有者・管理者の氏名又は名称及び住所又は所在地	所有者	氏名又は名称	
		連絡先	
		住所又は所在地	
	管理者	氏名又は名称	
		連絡先	
		住所又は所在地	
空家概要	所在地		
	構造		
	規模		
	建築時期		
空家でなくなった理由			

注 ※印のある欄は記入しないこと。

様式第5号（第9条関係）

区域区分日前建築届出空家等確認申請書

兵庫県知事 様

年 月 日

申請者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話（ ） -

電子メール

空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例施行規則第9条第1項の規定により、区域区分日前建築届出空家が存する土地であることの確認を申請します。

空家を所有する者の住所及び氏名			
空家等の所在、地番、地目及び敷地面積	地目		
	面積	平方メートル	
空家の従前の用途			
空家の構造及び延べ面積	構造	造 建	
	面積	平方メートル	
空家の建築年月日			
※ 受付欄	※確認年月日及び番号 年 月 日 第 号		
	※備考		
※ 地方機関名			

注 ※印のある欄は記入しないこと。



財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第33号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「第49条」を「第49条の2」に改める。

第49条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(徴収等の事務の委託)」を付し、同条第1項中「事項」の右に「(次条第3項において「委託事項」という。)」を、「広告等」の右に「(同項において「県公報等」という。)」を加え、同条第2項中「これらを」を削り、同条の次に次の1条を加える。

第49条の2 政令第158条の2第1項に規定する規則で定める歳入は、知事が別に定めるものとする。

- 2 政令第158条の2第1項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当する者であることとする。
  - (1) 政令第158条第1項各号若しくは第158条の2第1項各号に掲げる普通地方公共団体の歳入又は電気料金、ガス料金、水道料金、電信電話料金その他これらに類する料金の収納の事務を受託した実績を有していること。
  - (2) 歳入の収納の事務を適切かつ確実に遂行するために十分であると認められる事業規模を有し、かつ、経営の状況が健全であると認められること。
  - (3) 収納した歳入を遅滞なく指定金融機関に払い込むことができ、かつ、収納の状況を正確に記録し、契約の定めるところにより必要な報告を行うことができること。
- 3 知事は、政令第158条の2第1項の規定により歳入の収納の事務(以下「地方税等収納事務」という。)を委託したときは、委託事項を県公報等によって公表するとともに、当該地方税等収納事務に係る歳入管理者及び所管の会計管理者又は出納員に通知するものとする。
- 4 地方税等収納事務の委託を受けた者(次項及び第6項において「収納受託者」という。)は、契約の定めるところにより収納した歳入を納付書により公金機関に払い込まなければならない。
- 5 前項の場合において、収納した歳入の払込みをしたときは、収納受託者は、直ちに受託歳入振込内訳書を所管の会計管理者又は出納員に提出しなければならない。
- 6 収納受託者は、当該委託期間が終了したとき、又は委託事務が完了したときは、当該事務について受託徴収金計算書を作成し、これを知事に提出しなければならない。ただし、当該委託期間が1箇月以上にわたる場合においては、毎月、翌月5日までに提出しなければならない。

第59条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 会計管理者又は出納員は、前項に定めるもののほか、法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者(以下この項において「指定納付受託者」という。)が法第231条の2の2の規定により委託を受けて行う法第231条の2の3第1項に規定する納付事務に係る手数料については、当該指定納付受託者が法第231条の2の5第1項の規定により納付する歳入から繰替払をすることができる。

第60条第3項ただし書中「旅費において概算支払額と精算額が同額であるとき」を「次に掲げる場合」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 旅費において概算支払額と精算額が同額である場合
- (2) 補助金において第107条第1項の検査調書により交付すべき補助金の確定額を確認することができる場合

第177条の2中「第243条の2第1項後段」を「第243条の2の2第1項後段」に改める。

第178条第2項中「第243条の2第1項各号」を「第243条の2の2第1項各号」に改める。

第179条第1項中「第243条の2第1項及び」を「第243条の2の2第1項及びこの規則」に、「が法第243条の2第1項」を「(以下この条において「会計職員等」という。)が同項」に、「当該職員」を「当該会計職員等」に改め、同条第2項第1号中「法第243条の2第1項及び第177条の2に規定する職員が法第243条の2第1項」を「会計職員等が法第243条の2の2第1項」に改め、同項第2号中「第243条の2第1項及び第177条の2に規定する職員」を「第243条の2の2第3項の規定により会計職員等」に改める。

様式第9号中




に改め、同様式注3を削る。

様式第24号及び様式第25号中「第49条関係」を「第49条、第49条の2関係」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第177条の2から第179条までの改正規定は、公布の日から施行する。

(県税等に係る財務規則の特例に関する規則の一部改正)

2 県税等に係る財務規則の特例に関する規則(昭和39年兵庫県規則第33号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「収納受託者」を「財務規則第49条の2第4項の規定にかかわらず、政令第158条の2第1項の規定により徴収金の収納の事務の委託を受けた者(次項において「収納受託者」という。)」に改め、同項を同条第1項とし、同条第4項中「収納受託者」を「財務規則第49条の2第5項の規定にかかわらず、収納受託者」に改め、同項を同条第2項とする。



収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第34号

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙条例施行規則(昭和39年兵庫県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第2条(見出しを含む。)中「の名称」を削る。

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第4に掲げるもの)の項3(1)を次のように改める。

(1) 栄養士免許申請手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第4に掲げるもの)の項14(1)を次のように改める。

(1) 家畜商免許申請手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第4に掲げるもの)の項20(41)の5の次に次のように加える。

(4)の6 建築計画概要書等の写しの交付手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第4に掲げるもの)の項59の次に59の2として次のように加える。

59の2 マンションの管理の適正化の推進に関する法律に関する手数料

(1) 管理計画認定申請手数料

(2) 管理計画認定更新申請手数料

(3) 管理計画変更認定申請手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第4に掲げるもの)の項中68を69とし、67の次に68として次のように加える。

68 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に関する手数料

(1) 畜舎建築利用計画認定申請手数料

(2) 畜舎建築利用計画変更認定申請手数料

別表第1警察手数料徴収条例に基づく手数料の項7(5)の3の次に次のように加える。

(5)の4 運転技能検査手数料

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第1警察手数料徴収条例に基づく手数料の項

7(5)の3の次に次のように加える改正規定は、同年5月13日から施行する。